

〔参考〕 学校保健安全法施行規則に規定する学校感染症の種類と出席停止期間の基準

	感染症の種類	出席停止期間の基準
第1種	エボラ出血熱、 クリミア・コンゴ出血熱、 痘そう、南米出血熱、ペスト、 マールブルグ病、ラッサ熱、 重症急性呼吸器症候群（SARS）、 中東呼吸器症候群（MERS）、 特定鳥インフルエンザ、 急性灰白髄炎、ジフテリア	治癒するまで
第2種	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザ以外)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症 (COVID-19)	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、 または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、 かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘	全ての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後、2日を経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師が感染のおそれがないと認めるまで
第3種	コレラ	病状により医師が感染のおそれがないと認めるまで
	細菌性赤痢	
	腸チフス	
	パラチフス	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	その他の感染症(※) (感染性胃腸炎・溶連菌感染症・ マイコプラズマ感染症など)	

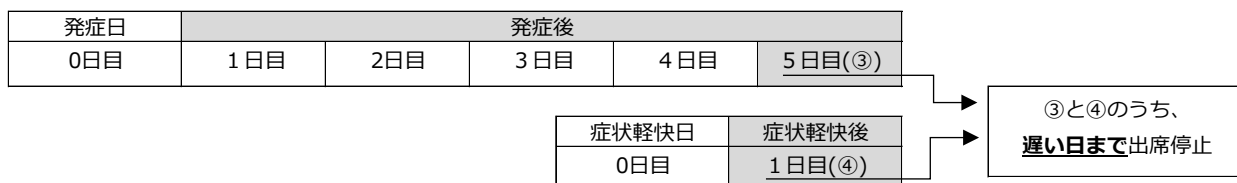
※ 第3種「その他の感染症」の例としては、上記の他に伝染性紅斑(リンゴ病)、手足口病、ヘルパンギーナ、ウイルス性肝炎、EBウイルスなどがありますが、本校では、学校で感染を拡大させる恐れがあるとして医師から登校を控えるように指示された場合、学校医の意見を聞いた上で「出席停止」とします。

〔インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症の出席停止期間について〕

○インフルエンザ…発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで（発症日・解熱日を0日目とする）



○新型コロナウイルス感染症…発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで（発症日・症状軽快日を0日目とする）



※ 「症状軽快」とは解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸症状が改善傾向にあることをいいます。

※ 出席停止解除後、発症日から10日間を経過するまでは、マスクの着用が推奨されています。